

第4章 ワーク・ライフ・バランスの推進

■ 基本目標4

仕事と生活の調和を推進するために、待機児童の解消や、多様な働き方に対応した子育て支援を行うとともに、市民、地域、企業、行政が一体となって子育て家庭を応援する気運を盛り上げていきます。

4-1 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策401 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発

現状と課題

「平成20年度秋田市次世代育成支援に関するニーズ調査報告書」によると、母親(現在、就学前の児童を持つ親)で出産後も「継続的に働いていた」と答えた人は3割弱であり、就労と出産・子育てがまだ二者択一の状況となっています。

また、同報告書によると、「仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じる」とについて、「自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時、代わりに面倒をみる人がいない(44.9%)」、「子どもと接する時間が少ない(34.0%)」、「急な残業が入ってしまう(25.0%)」、「職場の理解が得られない(13.1%)」などとなっており、仕事と生活の調和がうまくとれずに負担を感じている人が多い状況です。

よって、子育て支援の観点からも、「仕事と生活の調和の実現」は社会を挙げて取り組むべき重要な課題と言えます。

しかし、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する特別世論調査(平成20年7月内閣府)」によると、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という言葉の認知度は、「名前も内容も知っている」は約1割にとどまり、「名前も内容も知らない」が約6割程度おり、また、「日頃、ワーク・ライフ・バランスのために努力しているか」という質問に対しては、努力をしている人は約2割にとどまり、努力していない人の割合が約4割と、仕事と生活の調和実現に向けた個人の意識がまだまだ低いことがうかがえる結果となりました。

したがって、仕事と生活の調和については、企業への働きかけを進めると同時に、個人に対する啓発活動も推進し、社会全体でワーク・ライフ・バランスについての理解を深める機会を増やしていくことが必要となっています。

目 標

ワーク・ライフ・バランスについての理解を深め、誰もが仕事や家庭、地域などの各場面において充実した生活を送ることができる社会の実現を目指します。

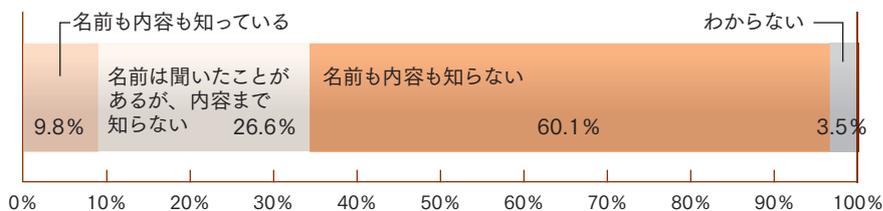
目標指標

- ①認知度「名前も内容も知っている」②努力度「努力している」
- <20年度実績値> ①9.8%（全国） ②19.0%（全国）
- <26年度目標値> ①100%（秋田市）②100%（秋田市）

対応方針

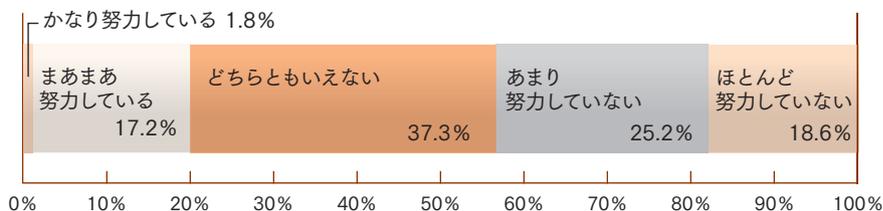
フォーラムの開催や広報等を通じた市民への啓発を行います。
NPO等の団体が実施する各種イベント等に対する補助事業等の団体への支援を行います。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の認知度



資料：「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する特別世論調査（平成20年7月内閣府）」

日頃、ワーク・ライフ・バランスのために努力しているか



資料：「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識調査（平成20年8月内閣府）」

◎ **取組・事業**

子ども条例 10、12、13条関係

| 事業名 | 担当課 | 実施期間 | | | | |
|---|----------|-----------------------------------|-----|-------------------------------------|-----|-----|
| 1 ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発（新） （概要） 父親の育児参加等をテーマとするフォーラムの開催や広報等を通じた市民へのワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動を推進する。 （目標） ワーク・ライフ・バランスに関する理解が深まるよう、啓発に努めます。 | 子ども育成支援室 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | ● | ● | ● | ● | ● |
| | | 20年度実績 ①9.8%(全国) ②19.0%(全国) | | 26年度目標値 ①100%(秋田市) ②100%(秋田市) | | |

施策402 各種制度の広報・啓発と一般事業主行動計画の策定支援

現状と課題

国では、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」を決定し、仕事と生活の調和がとれた社会の実現のためには、「まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要であり、…社会全体の運動として広げていく必要がある。」としています。

また、平成20年12月の改正により、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務企業が300人超から100人超の企業に拡大されたところ（平成23年4月1日施行）

しかし、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する特別世論調査（平成20年7月内閣府）」によると、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という言葉の認知度は、「名前も内容も知っている」は約1割にとどまり、個人の意識がまだまだ低いことがうかがえる状況です。

また、「平成20年度秋田市労働実態調査報告書（平成21年3月）」によると、一般事業主行動計画を「策定している」と「検討している」が合わせて31.2%、「策定する予定がない」が36.7%、「計画がどのようなものか分からない」が32.1%などとなっており、さらに、策定しない理由については「策定する余裕がない」が60.2%と最も多い結果となっています。

よって、仕事と生活の調和推進について、企業への周知を一層進めるとともに、労働局等と連携した一般事業主行動計画の策定支援や、積極的に取り組む企業に対する社会的な評価等、企業への働きかけを進めていく必要があります。

目 標

ワーク・ライフ・バランスの推進について、企業への周知と働きかけを一層進めるとともに、積極的に取り組む企業を応援します。

目標指標

- ①行動計画策定企業の割合（101人以上の企業）
- ②男性の育児休業取得者がいる事業所の割合
- <20年度実績値> ①35.4% ②0.4%（平成20年度秋田市労働実態調査）
- <26年度目標値> ①100% ②5.0%

対応方針

「秋田市企業情報データベース」を活用した企業への情報提供を充実させます。

労働局等が実施する一般事業主行動計画の策定支援を広報等を通じて周知し、必要に応じて、講師等を派遣します。積極的に取り組む企業を「(仮称)秋田市ワーク・ライフ・バランス推進企業」と認定し、周知します。

特に先進的に取り組む企業を表彰し、積極的にPRします。

建設業者で条件を満たす企業の入札参加者資格審査における優遇措置を講じます。

◎ 取組・事業

子ども条例 13条関係

| 事業名 | 担当課 | 実施期間 | | | | |
|---|----------|----------------------|-----|--------------------------------|-----|-----|
| 1 育児休業制度等の周知および啓発 (概要) 各事業主および勤労者に制度の周知・啓発を行い、制度の規定促進と利用しやすい職場環境を醸成する。 (目標) すべての事業所で育児休業制度を規定するよう、周知・啓発に努めます。 | 商工労働課 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | ● | ● | ● | ● | ● |
| (目標指標) 育児休業制度規定事業所率 | | 20年度実績 89.3% | | 26年度目標値 100% | | |
| 2 広報等を活用した好事例の紹介（新） (概要) 秋田労働局や秋田県等との連携のもと、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業の事例を「広報あきた」やイベント等を通じて紹介する。 (目標) ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業の事例を「広報あきた」やイベント等を通じて発信します。 | 子ども育成支援室 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | ● | ● | ● | ● | ● |
| (目標指標) 「広報あきた」年間記事掲載回数 | | 20年度実績 - | | 26年度目標値 10回 | | |
| 3 研修会等への講師派遣（新） (概要) 各事業所や業界団体等で実施する研修会にワーク・ライフ・バランスに関する講師を派遣する。 (目標) 研修会にワーク・ライフ・バランスに関する講師を派遣し、意識啓発に努めます。 | 子ども育成支援室 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | ● | ● | ● | ● | ● |
| (目標指標) 従業員100人超の企業の一般事業主行動計画策定率 | | 20年度実績 35.4% | | 26年度目標値 100% | | |
| 4 積極的に取り組む企業の社会的評価（新） (概要) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組を実施する企業を「(仮称)秋田市ワーク・ライフ・バランス推進企業」と認定し、広く周知するとともに、入札参加者資格審査における優遇措置や表彰制度を設ける。 (目標) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組を実施する企業を積極的に評価し、入札参加者資格審査における優遇措置や表彰等を行います。 | 子ども育成支援室 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | ● | ● | ● | ● | ● |
| (目標指標) ①入札参加者資格審査における主観点の加点 ②表彰企業数（累積） | | 20年度実績 ① - ② - | | 26年度目標値 ①申請に応じて加点する ②5企業 | | |

施策403 多様な働き方に対応した子育て支援

現状と課題

少子化の進行、出生率の低下、核家族化の進行、夫婦共働き家庭の増加、地域の連帯感の希薄化などによって、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

特に最近では、経済情勢や就労に対する女性の意識の変化などから、子どもを預けて働く母親が増えており、その働き方も様々なものとなっています。

また、家族の様々な生活スタイルにより、休日や夜遅い時間の保育など保護者の保育ニーズは、ますます多様化しており、保育サービスの拡充が課題となっています。

目 標

保護者の様々な就労時間や就労形態に対応できる特別保育サービスの充実を図るとともに、保護者や家庭の諸事情に対しても、柔軟に子どもを受け入れられる体制を整えます。

目標指標

希望した時期に希望した保育サービスを利用できた利用者の割合
 <20年度実績値> 70% <26年度目標値> 90%

対応方針

就労時間が通常保育の時間帯に収まらない世帯の保育ニーズに応えるため、延長保育の拡充を図るほか、保護者の就労形態や家庭の諸事情に配慮した一時預かり、休日保育、短期入所などの保育について柔軟に受け入れられる体制を整えます。

また、子どもが病気にかかっても仕事を休むことができない保護者を支援するための病児・病後児保育、障がいのある子どもの健全な育成を目指した保育についても、継続的に実施し、保護者や家庭が抱えている様々な事情に即した保育サービスメニューの確保と充実を図ります。

◎ 取組・事業

子ども条例 7、11、12条関係

| 事業名 | 担当課 | 実施期間 | | | | |
|--|-------|---|-----|------------------|-----|-----|
| 1 多様な保育サービスの提供 | 児童家庭課 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | ● | ● | ● | ● | ● |
| (概要) 多様化する保育ニーズに柔軟に対応するため、現行の特別保育サービスの充実を図るとともに、必要なサービスメニューを取り揃える。 (目標) 就労時間が通常保育の時間帯に収まらない世帯の保育ニーズに応えるため、延長保育の拡充を図るほか、保護者の就労形態や家庭の諸事情に配慮した一時預かり、休日保育、短期入所などの保育について柔軟に受け入れられる体制を整えます。 また、子どもが病気にかかっても仕事を休むことができない保護者を支援するための病児・病後児保育、障がいのある子どもの健全な育成を目指した保育についても、継続的に実施し、保護者や家庭が抱えている様々な事情に即した保育サービスメニューの確保と充実を図ります。 | | (目標指標) 希望した時期に希望した保育サービスを利用できた利用者の割合 | | | | |
| | | 20年度実績 70% | | 26年度目標値 90%以上 | | |

| 事業名 | 担当課 | 実施期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------|-----------------------------|-------|------------------------------|-----|-----|---------|-------|-------|-------|-------|---------|-----|-----|-----|-----|---------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|--|--|--|--|--|
| 2 ファミリー・サポート・センター事業（再掲） (概要) ファミリー・サポート・センターは地域において子育ての援助を行いたい人(協力会員)および援助を受けたい人(利用会員)を組織化し市民相互の援助活動を行うことにより、働きながら安心して子育てができるような環境づくりに資するとともに、地域における子育て機能の充実を図るものである。病児・病後児の預かり、早朝夜間等の預かり、宿泊を伴う預かりにも対応できる体制を整える。 (目標) 会員同士の円滑な相互援助活動により地域の子育て支援体制の充実を図ります。 | 子ども未来センター | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (目標指標) 会員数 ①利用会員数 ②協力会員数 | | 20年度実績 ①1,414人 ② 299人 | | 26年度目標値 ①1,463人 ② 309人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用会員(人)</td> <td>1,295</td> <td>1,291</td> <td>1,414</td> <td>1,414</td> </tr> <tr> <td>協力会員(人)</td> <td>252</td> <td>274</td> <td>292</td> <td>299</td> </tr> <tr> <td>会員合計(人)</td> <td>1,547</td> <td>1,565</td> <td>1,706</td> <td>1,713</td> </tr> <tr> <td>依頼件数(件)</td> <td>2,596</td> <td>2,152</td> <td>2,242</td> <td>1,932</td> </tr> </tbody> </table> | | | H17 | H18 | H19 | H20 | 利用会員(人) | 1,295 | 1,291 | 1,414 | 1,414 | 協力会員(人) | 252 | 274 | 292 | 299 | 会員合計(人) | 1,547 | 1,565 | 1,706 | 1,713 | 依頼件数(件) | 2,596 | 2,152 | 2,242 | 1,932 | | | | | |
| | H17 | H18 | H19 | H20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用会員(人) | 1,295 | 1,291 | 1,414 | 1,414 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 協力会員(人) | 252 | 274 | 292 | 299 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会員合計(人) | 1,547 | 1,565 | 1,706 | 1,713 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 依頼件数(件) | 2,596 | 2,152 | 2,242 | 1,932 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 放課後児童健全育成事業（再掲） (概要) 留守家庭児童父母の会や社会福祉法人等に放課後児童クラブの運営を委託し、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に対し、放課後に専用の施設を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全育成を図る。 (目標) 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に適切な遊びおよび生活の場を与え、健全な育成を図ります。 | 生涯学習室 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (目標指標) 実施クラブ数 | | 20年度実績 26クラブ | | 26年度目標値 33クラブ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

施策404 男女共生意識の啓発

現状と課題

男女共同参画社会基本法が成立して10年を経過していますが、男女の固定的性別役割分業意識は依然として根強く、男女共生社会の実現を阻んでいます。例えば、育児は女性の役割であるという意識が強いため、仕事と子育てを両立させることが難しく、出産を機に退職せざるを得なかったり、逆に出産をあきらめたりする状況があります。また、子育ての負担が母親に偏りがちで、子育てに対する不安感や負担感を抱え込む原因ともなっています。一方で、男性は職場優先という考え方が強く、家族と過ごす時間が十分にとれない状況となっています。

男女のどちらかに負担がかかることなく、男女がともに生き生きと子育てをする、そうした家族・家庭を出発点として、子どもが自然に男女共生意識を育むことができるよう、男女共生意識の浸透を図る必要があります。

目 標

性別などの属性によって差別されることなく、一人ひとりの人権が尊重され、その個性や能力を十分に発揮できる社会の実現のため、男女共生意識の浸透を図ります。

目標指標

ニーズ調査（就学前）「仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることは何か」の質問に「家族・職場の理解が得られない」と答える割合
 <20年度実績値> 16.6% <26年度目標値> 0%

対応方針

- 1 研修会やフォーラム、広報誌を通じた市民への情報提供と啓発活動
- 2 「第3次秋田市男女共生社会への市民行動計画」の推進
- 3 女性の人材養成と参画促進

◎ 取組・事業

子ども条例 4、10条関係

| 事業名 | 担当課 | 実施期間 | | | | |
|---|-------|---|-----|---------------------------------------|-----|-----|
| 1 男女共生意識の啓発 | 企画調整課 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | ● | ● | ● | ● | ● |
| (概要) フォーラムや研修会、出張講座、広報誌を通じて市民への情報提供や啓発活動を行う。 「男女共生社会への市民行動計画」を推進するほか、男女共生研修会の開催により、男女共生視点を持った職員を育成する。 女性の人材養成を行うとともに、女性人材リストを作成し、全庁的に活用することで、女性の審議会等への登用を促進する。 | | (目標指標) ①秋田市女性公職参画率 ②女性委員のいない審議会の数 | | | | |
| (目標) あらゆる年代へ男女共生意識の浸透を図ります。 | | 20年度実績 ①32.5% ②26 (21年4月1日現在) | | 26年度実績 ①50.0% ②0 (27年4月1日現在) | | |

施策405 父親の育児参加の促進

現状と課題

次世代育成支援に関するニーズ調査の結果から、父親が育児や家事をしている割合が86.8%と、15年度と比べ7.6ポイント増加したものの、平成18年に総務省で実施した社会生活基本調査によると、6歳未満の子どもを持つ父親の家事・育児の関連時間（土日を含む）は、一日当たりで1時間となっており、依然として母親の家事や育児の負担が大きい状況となっています。

このため、母親に偏りがちな育児負担の解消や男女共同で子どもを生き育てる意識を育むよう、子どもにかかわる時間や機会が乏しい父親、子どもへのかかわり方に悩む父親に対し、子育ての喜びや楽しみを感じ、積極的に育児参加できるような支援を提供する必要があります。

目 標

家族が協力して子育てを行えるよう、父親の育児参加の促進を図ります。

目標指標

ニーズ調査「育児や家事に参加する父親の割合」

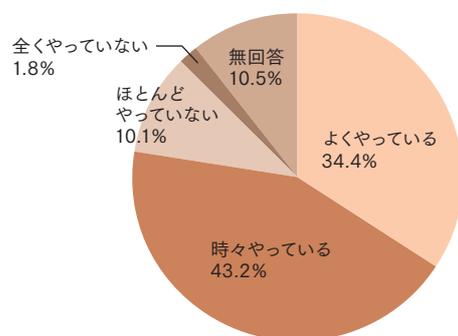
<20年度実績値> 77.6%

<26年度目標値> 100%

対応方針

父親向けの育児講座の開催や情報発信を行います。

■ 「あなたは育児や家事をしていますか（就学前児童の父親）」



資料：「平成20年度秋田市次世代育成支援に関するニーズ調査報告書」

◎ 取組・事業

子ども条例 10条関係

| 事業名 | 担当課 | 実施期間 | | | | |
|--|--|----------------------------|-----|---------------------------|-----|-----|
| 1 父親の育児講座 | 子ども未来センター | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | ● | ● | ● | ● | ● |
| (概要) 父親の積極的な育児参加を促進するため、父親向けの育児講座の開催や情報発信を行う。 | (目標指標) ①育児講座参加者数 ②情報提供回数 | 20年度実績 ①親子147人 ②0回 | | 26年度目標値 ①親子300人 ②6回 | | |
| (目標) 家族が協力して子育てを行えるよう、父親の育児参加の促進を図ります。 | | | | | | |
| 2 両親学級（再掲） | 保健予防課 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | ● | ● | ● | ● | ● |
| (概要) 妊婦およびその配偶者を対象に、妊娠・出産・育児についての講話や赤ちゃんのお風呂の入れ方や抱き方の体験学習等を行う。 | (目標指標) ①ニーズ調査（就学前） 「育児に参加する父親」の割合 ②ニーズ調査（就学前） 「育児に不安や負担感を感じている母親」の割合 | 20年度実績 ①86.8% ②76.5% | | 26年度目標値 ①増加 ②減少 | | |
| (目標) 子どもを生み育てる心を育み、子育てを男女が共同して行うことができるよう妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図ります。 | | | | | | |



4-2 待機児童の解消

施策406 待機児童の解消

現状と課題

本市の就学前児童数は、年々減少を続けているのに対し、保育所入所待機児童数は、社会環境や家族のライフスタイルの変化などにより増加を続けており、平成21年4月1日現在では、前年同期と比較して33人多い、155人に上っています。

待機児童数については、将来、就学前児童数の減少とともに減少に転じるものと見込んでいたにもかかわらず、子どもを預けて働く女性が増加したこと、働き方も多様化したことから、待機児童はこれまでに増加を続けてきており、今後もその傾向は当面続くものと見込まれます。

このことから、今後は、既存認可保育所の定員増だけでは、待機児童の解消を図ることは困難な見通しであり、これまでの対策を抜本的に見直し、様々な事業を総合的に実施していくことにより、早期解消を目指すことにしました。

しかし、必要とされる事業を短期間で実施するための体制の構築および民間保育所や幼稚園など多様な主体の参画などが課題となっています。

目標

総合的な解消策を講じ、平成23年度当初における待機児童の解消を目指します。

目標指標

年度当初待機児童数

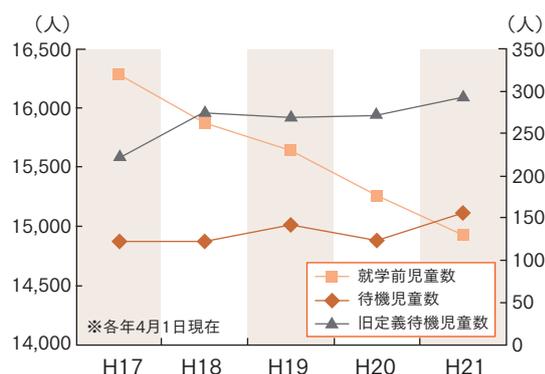
<20年度実績値> 122人

<26年度目標値> 0人

対応方針

公共施設や空き店舗等を利用した保育所の分園設置、幼稚園の空き教室を活用した児童の受け入れ場所の確保、幼稚園と保育所の連携施設の整備促進、さらには、認定保育施設の認可化の推進など、総合的な解消策を講じていきます。

■就学前児童数と待機児童数の推移



※旧定義による待機児童数

保育所入所要件に該当する申込者数から単純に入所者数を差し引いた数値

※新定義による待機児童数

旧定義による待機児童数から、他に入所可能な保育所があるにもかかわらず特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している児童や市が助成している認可外保育施設に入所している児童を除いた数値

【就学前児童数と待機児童数】

(単位: 人)

| 区分 | 就学前児童数 | 待機児童数 | 旧定義待機児童数 |
|-------|--------|-------|----------|
| 平成17年 | 16,275 | 123 | 224 |
| 平成18年 | 15,883 | 123 | 274 |
| 平成19年 | 15,640 | 140 | 270 |
| 平成20年 | 15,261 | 122 | 273 |
| 平成21年 | 14,924 | 155 | 292 |

※各年4月1日現在

■地区別待機児童数

(単位：人)

| 区分 | 待機児童数 | 中央 | 北部 | 東部 | 南部 | 西部 | 河辺 | 雄和 |
|-------|-------|----|----|----|----|----|----|----|
| 平成17年 | 123 | 26 | 30 | 31 | 22 | 8 | 2 | 4 |
| 平成18年 | 123 | 28 | 26 | 22 | 37 | 8 | 2 | 0 |
| 平成19年 | 140 | 32 | 29 | 36 | 30 | 11 | 2 | 0 |
| 平成20年 | 122 | 31 | 24 | 35 | 19 | 12 | 1 | 0 |
| 平成21年 | 155 | 43 | 36 | 38 | 24 | 13 | 0 | 1 |

◎ 取組・事業

子ども条例 7,11条関係

| 事業名 | 担当課 | 実施期間 | | | | |
|---|----------------|-------------------|-----|-----|-----|-----|
| 1 保育所定員拡大整備事業 (概要) 公立保育所については、民間移行計画に基づく移管時期や耐震補強の緊急度を見据えながら、整備を行っていく必要がある。私立認可保育所については、老朽化の度合いによる緊急性と待機児童解消のための必要性に基づく優先度をとらえ、整備を進めていく必要がある。 (目標) 保育所の定員を拡大し、待機児童の解消に資するとともに、一時預かりなどの特別保育の受入れ体制を整えます。 | 児童家庭課 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 20年度実績 105人 | 26年度目標値 150人以上 | | | | |
| 2 賃貸物件等を活用した保育所分園の設置(追) (概要) 空き公共施設や空き店舗を認可保育所の分園として活用する。 (目標) 地域バランスに配慮した保育場所を確保します。 | 児童家庭課 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 20年度実績 1分園 | 26年度目標値 6分園以上 | | | | |
| 3 認定保育施設の認可保育所化(追) (概要) 既存の認定保育施設の保育所設置認可を推進し、児童の受入れ枠の拡大を図る。また、将来の認可を視野に入れた保育施設の新たな認定を行う。 (目標) 認定保育施設の認可化を進め、保育の質的、量的な拡充を図ります。 | 児童家庭課 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 20年度実績 0件 | 26年度目標値 1件以上 | | | | |

| 事業名 | 担当課 | 実施期間 | | | | |
|--|-------|-----------------|------------------|-----|-----|-----|
| 4 幼保連携施設の整備促進（再掲）（追） (概要) 幼稚園および保育所における小学校就学前の児童に対する教育および保育ならびに保護者に対する子育て支援のため、認定こども園の整備を促進する。 (目標) 地域において子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、低年齢児の保育を実施する施設を増やします。また、認定こども園の保育所機能部分の認可保育所化を図ります。 | 児童家庭課 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | ● | ● | ● | ● | ● |
| | | 20年度実績 2施設 | 26年度目標値 7施設以上 | | | |
| 5 認可保育所と認定保育施設の保育料格差の是正（新） (概要) 認定保育施設と認可保育所保育料の差額を補助することにより、認可保育所入所児童の保護者との負担の公平性を図り、保護者が認定保育施設へ入所しない最大の理由である保育料格差を是正することにより、認定保育施設への入所を促進する。 (目標) 認可保育所入所児童の保護者との負担の公平性を図り、認可保育所、認定保育施設の枠にとらわれずに保護者が選定できる基盤を整えます。 | 児童家庭課 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | ● | ● | ● | ● | ● |
| | | 20年度実績 62.6% | 26年度目標値 75%以上 | | | |

4-3 社会全体での子育て家庭支援

施策407 社会全体で子育て家庭を支えるしくみづくり

現状と課題

平成17年に実施した国勢調査によると、秋田市の核家族世帯は約8割を占めており年々増加傾向にあります。また、平成20年度秋田市次世代育成支援に関するニーズ調査によると就学前児童の祖母との同居割合は18.6%、祖父との同居割合は12.3%といずれも前回平成15年調査時より3ポイント減少し、子育て家庭の核家族化も進んでいます。また、出生率の低下や就労する母親の増加に伴い、地域で子育て中の家庭と交流する機会が少なくなり、子育て家庭の不安感や負担感は一層高まってきています。(子育ての不安感・負担感を強く感じる人の割合15.0% 前回より5ポイント上昇 平成20年ニーズ調査より)

こうした状況において、子育ては当事者と家族の協力のみでは困難になってきており、行政はじめ保育園、幼稚園、NPO団体、地域の子育て活動に加え、社会全体で子育て家庭を支援できるよう、子育て支援に関する市民活動への幅広い市民の参加の拡充が必要となってきています。

また、「子育て中の母親の外出時等に関するアンケート調査((財)こども未来財団)」によると、周囲からの手助けが大きい人ほど「子育ては楽しい」と感じている割合が高く、反対に、手助けが小さい人ほど「子育ては辛い」と感じている割合が高くなる傾向があるとされています。

また、「平成20年度秋田市次世代育成支援に関するニーズ調査」によると、「今後、どのような子育て支援のための施策が必要か」について、「子連れでもでかけやすい講習やイベントの場を増やす」が、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備する」について多い結果となりました。

さらに、「子どもとの外出の際、困ることはどのようなことか」について、「小さな子どもとの食事に配慮された場所や設備がない」「買い物や用事の合間に、子どもを遊ばせる場所がない」「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」という回答が多く、子連れでの外出を困難に感じている人が多いことが分かりました。

折しも県では、優待カードにより子育て家庭が様々なサービスを受けられる「子育て家庭優待事業」を平成21年7月より企業や市町村との協働のもとスタートさせましたが、このような取組は、社会全体で子育て家庭を支える気運を高め、子育て家庭の孤立感を軽減することが期待されるものであり、本市としても、「子育て家庭優待事業」を活用した取組を、「子育て家庭が楽しく外出するためには何が必要か」という視点で一層進めていく必要があります。

目 標

子育て家庭が楽しく外出できるよう、店舗や施設に対するソフト・ハード両面からの支援を行います。

目標指標

- ①子育てに関しての不安感や負担感「非常に感じる」人の割合低下(就学前児童の親)
 - ②同(小学校児童の親)
- <20年度実績値>①15.0% ②16.2% <26年度目標値>①0.0% ②0.0%

対応方針

- 1 商店街等が実施する子育て家庭向けのイベントに対し支援します。(ソフト)
- 2 店舗等の「子育てがやさしい機能(ベビーベッド、授乳室等)」の設置を支援します。(ハード)
- 3 市主催行事における託児サービス利用の促進を図ります。

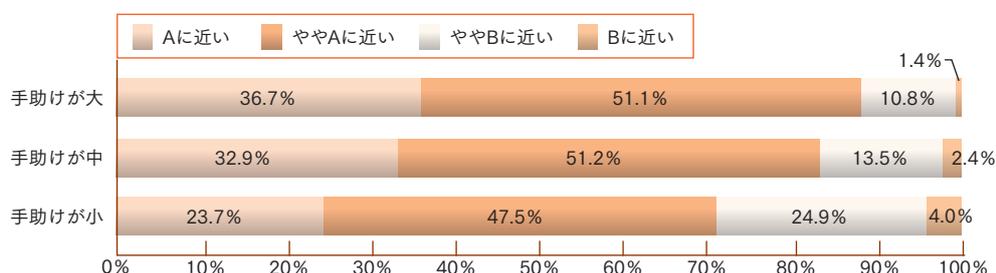
■地域社会で子育てを応援することの必要性

妊娠中又は3歳未満の子どもを育てている母親の周囲や世間の人々に対する意識



周囲からの手助け状況と子育て層(女性)の子育てに対するイメージ

A:子育ては楽しい、B:子育ては辛い



※資料出所：(財)こども未来財団(子育て中の母親の外出時等に関するアンケート調査結果(2004年))

◎ 取組・事業

子ども条例 12条関係

| 事業名 | 担当課 | 実施期間 | | | | |
|---|----------|----------------|-----------------|-----|-----|-----|
| | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 1 子育て家庭応援事業((仮称)赤ちゃんの駅事業)(新) (概要) 子育て家庭優待事業に協賛する商店街等の団体又は事業所等に対し、以下の支援を行う。 ①商店街等で実施するイベントへの補助金交付 ②商店街等で実施するイベントにおける託児サービス費用の助成 ③子育てにやさしい備品・機能(ベビーカー、ベビーベッド、授乳設備等)の設置に係る購入・改修経費補助 (目標) 子育て家庭優待事業の普及を通じて、子育てを社会全体で支える気運を盛り上げるとともに、子育て家庭が安心して楽しく外出する機会の拡大につなげます。 | 子ども育成支援室 | ● | ● | ● | ● | ● |
| (目標指標) 協賛店数 | | | | | | |
| | | 20年度実績 330店 | 26年度目標値 900店 | | | |

| 事業名 | 担当課 | 実施期間 | | | | |
|--|--------------------------------|---------------|-----|-----------------|-----|-----|
| 2 NPO等の団体への支援（新） (概要) NPO等の団体が実施する子どもの健全育成、子育ての支援、男女共生の推進、仕事と生活の調和推進などに取り組む活動を支援するため助成金を交付する。 (補助メニュー) ○イベント等開催支援 ○講習会・学習会等開催支援 (目標) 子育て家庭優待事業の普及を通じて、子育てを社会全体で支える気運を盛り上げるとともに、子育て家庭が安心して楽しく外出する機会の拡大につなげます。 | 子ども育成支援室 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | ● | ● | ● | ● | ● |
| | (目標指標) 助成金活用団体数 | 20年度実績 — | | 26年度目標値 25団体 | | |
| 3 地域保健・福祉活動推進事業（追） (概要) 民間団体が実施する在宅福祉の向上、健康づくり等の事業を支援するため、補助金を交付する。 (目標) 児童等に対する保健・福祉・医療活動を行う民間団体の活動の活発化を図ります。 | 地域福祉推進室 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | ● | ● | ● | ● | ● |
| | (目標指標) 補助金活用団体数 | 20年度実績 6団体 | | 26年度目標値 30団体 | | |
| 4 地域子育て支援ネットワーク事業（再掲） (概要) 地域の子育て支援団体や保育所、幼稚園等子育ての関係者等を代表とする連絡会議を開催することによりネットワークを構築するとともに、支援者研修会等子育て支援事業を協働して実施する。 (目標) 身近な地域のネットワークのサポートにより、孤立することなく心豊かに子育てができるよう地域全体で子育て支援に取り組む体制を整え、地域主導による継続的な子育て支援活動を実施します。 | 子ども未来センター | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | ● | ● | ● | ● | ● |
| | (目標指標) 地域子育て支援ネットワーク事業設置地域数 | 20年度実績 2地区 | | 26年度目標値 7地区 | | |
| 5 在宅子育てサポート事業（わんぱくキッズのおでかけプラン）（再掲）（追） (概要) 就学前児童を在宅で育てている（児童が保育所および幼稚園に通園していない）世帯にクーポン券を交付し複数のプランを利用してもらう「在宅子育てサポート事業」の「わんぱくキッズのおでかけプラン」において、市から委託されたNPO法人が親子参加型の日帰り遠足を企画、実施する。 (目標) 市民との協働による子育て支援を行う機会を提供することにより、子育て支援に参加する市民活動団体の活発化を図ります。 | 児童家庭課 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| | | ● | ● | ● | ● | ● |
| | (目標指標) 委託先NPO法人数 | 20年度実績 4団体 | | 26年度目標値 20団体 | | |

■子どもと子育てを応援する様々な取組

ここでは、民間主体で実施されている子育てを応援する様々な取組を紹介します。

1 育児サークル

育児サークルは、就園前の子どもと保護者が地域の児童館や公民館等を集まり、様々な遊びや交流を通して、子育ての楽しさ、悩みや不安などを共有しあう場です。各サークルでは、親子のリフレッシュを目的に、季節の行事を取り入れたお楽しみ会やメンバーの趣味や特技を生かした活動など、年間を通し様々な活動を行っています。

■活動例

- 自由遊び
- 集団遊び（わらべ唄遊び、運動遊び、工作遊び）
- 茶話会
- 季節の行事
- 講師を招いての活動（子ども未来センターや保育所からの出前保育 ほか）
- 遠足などの野外活動
- 絵本の読みきかせ
- 会員の趣味や特技を生かした活動（英語遊び・演奏会 ほか）
- 他のサークルとの合同事業 など

2 親子のつどい

親子のつどいは、地区民生児童委員協議会や地域保健推進員会等の地域の団体が主催し、就学前の子どもと保護者を対象に、地域の児童館や公民館等を会場に遊びや交流の場を提供しています。季節の行事を取り入れたお楽しみ会の他、講師を招いての育児講座などを通し、地域の子育て支援や世代間交流の促進に努めています。

■活動例

- 自由遊び
- 集団遊び（わらべ唄遊び、運動遊び、工作遊び）
- 茶話会
- 季節の行事
- 講師を招いての活動
（子ども未来センターや保育所からの出前保育・保健予防課の保健師や栄養士・
 歯科衛生士による講話や相談・救急救命講習・ベビーマッサージ・エアロビクスほか）
- 調理実習
- 遠足などの野外活動
- 絵本の読みきかせ
- 会員の趣味や特技を生かした活動（英語遊び・演奏会 ほか）
- 他のサークルとの合同事業 など

3 子育てのNPO・ボランティア団体・子育てサロン

現在、秋田市内では多くのNPO法人やボランティア団体が活躍しています。とりわけ子育て支援や子どもの健全育成を担う団体の活動は、弱まってきている「地域の機能」を補うとともに、時代に合った特色ある取組が展開されています。

※NPO法人の一覧表は、第3部「資料編」をご覧ください。

(1) 「ばっけの会」「つどいの広場 ひよっこサロン」

(NPO法人 子育て・高齢者介護サポート「ばっけの会」)

「ばっけの会」は、平成14年に託児サークルから発足し、その後、幅広い子育て支援活動に取り組み、平成17年度よりNPO法人として活動しています。主に就学前の児童を持つ親子を対象にした子育てサポート事業、託児サービス事業、ボランティア事業などに取り組んでいます。

■活動例

- 就学前の児童を持つ家族のイベントや講習会、リフレッシュ等の援助
- 在宅子育て中の親子がつどえる場として、「つどいの広場ひよっこサロン」の無料開放
- 緊急時、産前産後の一時預かりおよび家事援助 など
- 託児や子育て相談 など

(2) 「子育て応援Seed」「コミュニティサロン・クローバー」「育児サポート ハローキッズ」

(NPO法人 子育て応援Seed)

「子育て応援Seed」は、平成12年に育児サークルから発足し、その後、育児サークルの運営サポート等に取り組み、平成20年よりNPO法人として活動しています。親子を対象にしたイベントや講習会、託児サービスなどに取り組んでいます。

■活動例

- 就学前等の児童を持つ親子向けのイベントや講習会
- 親子等がつどえる場として、「コミュニティサロン・クローバー」の開放
- 託児や子育て相談
- 県外出身者を対象にしたHelloサロン、世代間の交流を目的とした中通倶楽部 など

(3) 子育てボランティア団体

(「子育てネットサポートWillこねっと」)

平成13年に育児サークル代表者らが集まり発足し、育児サークルの運営サポートや児童を持つ親子を対象にしたイベントや講習会の開催を行っています。

■活動例

- 子ども用品限定「フリーマーケット」の開催
- 子育てを通して母親自身が楽しめる「子育てサロン」の企画、開催
- 子育てネットワークに関する事業、他団体との協働事業 など

(4) 子育てサロン

(「陽だまりサロン」)

生きがいと仲間づくりのつどいの場としてサロンを開放しており、親子や母親を対象とした講座の開催等を行っています。

■活動例

- 「陽だまりサロン」の開放
- 各種講座の開催など

4 託児サービス

託児グループは、催し物の会場や家など様々な場所で、一時的に子どもを預かる活動（個人保育、集団保育）をしているグループです。秋田市内には5団体あります。

■団体名

- 子育て・高齢者介護サポート「ばっけの会」
- 子育て支援「ぼっぼクラブ」
- 保育サポート「エンジェル・キッズ」
- 子育てサポート「チャイルドママくらぶ」
- 育児サポート「ハローキッズ」

5 地域での見守り活動

市内の一部の老人クラブにおいて、地域活動として、児童の登下校時の交通活動による見守りを行っています。

■20年度の活動実績

- 全10クラブ（中央地区2、東部地区2、南部地区3）で実施されました。

6 世代間交流

秋田市老人クラブ連合会による多世代交流促進事業を開催しています。

地域に根ざした遊びや行事などの伝承活動を通じた、子どもと高齢者が一緒になった地域づくりを行っています。

■20年度の活動実績

- 全8地区（中央・東部・南部・土崎・北部・西部・河辺・雄和）で、伝承遊びやもちつき、ニュースポーツなどが実施されました。

7 民生委員・児童委員による個別援助活動

住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援活動を行う地域のボランティアである児童委員（民生委員を兼ねている）は、地域の子どもや妊産婦、母子家庭等の生活や取り巻く環境の状況を日ごろから適切に把握し、支援が必要な子ども等を発見した場合は、相談に応じ、利用し得る制度やサービス等について助言し、問題の解決に努めています。

さらに専門的な判断、治療、援助等を必要とする問題については、速やかに適切な関係機関の援助が受けられるよう連絡・調整を行い、特に保護を必要とする子ども等については、児童相談所等と連携し、対応しています。

8 社会福祉協議会による子育て支援事業

秋田市社会福祉協議会では、多様な福祉ニーズに応じた在宅福祉サービスの拡充を図るため、子育て支援事業を推進しています。

※秋田市社会福祉協議会 → 福祉のまちづくりを進めるために設置された社会福祉法人です。

■活動例

- 子育て支援おもちゃの貸出
地域のふれあいや子育て支援が円滑に行われるよう、子育てサークル等に大型のおもちゃを無料で貸し出ししています。
- のびのび子育て出前講話
子育てサークル等に講師を派遣し、様々な講話や遊びを通して楽しく子育てができるよう支援しています。

9 子どものための救急法講習会

子どものファーストエイド普及協会ACFI（アクフィ）は、乳児と小児等を対象とした「子どものための応急手当法」を広く一般に普及する活動をしています。

※子どものファーストエイド普及協会ACFI（アクフィ）→少子化対策、育児支援を目的に設置された団体です。

■活動例

- 小さな命は未来の宝「乳幼児のための救急法」講習会
乳幼児に対する心肺蘇生法の指導とAEDの使用練習、子どもの病気・怪我・誤飲・喉の詰まりへの対応などの講習会の開催（受講対象者：保護者）
- 子どもたちの笑顔のために「キッズセーフティ救急教室」
 - ・小学生以上の子どもを対象にした「キッズセーフティ教室」を開催し、「手当が必要な場合の年齢に応じた救急法」等を指導
 - ・救急法とAEDの普及に努めている専門家によるセミナーを開催
- みんなで守る子どもの命「ファミリー救急教室」
 - ・保護者、幼保職員、児童厚生員、孫親などを対象に救急法を指導

10 子どもの人権を守る活動

虐待やいじめにあう子どもや悩みを抱えた子どもを支援する活動が行われています。

(1) CAPあきた

CAPあきたでは、子どもがあらゆる暴力（虐待・いじめ・誘拐・性被害など）から自分の大切な心とからだを守るために何ができるかを教える活動を行っています。

■活動例

- 就学前、小学生、中高生など、年齢に合わせたプログラム（子ども用）
- 子どもプログラムの一部を実際に体験し、子どもの安全な生活のためにどのようにサポートしたらよいかを学ぶ（おとな用）

(2) チャイルドラインあきた

チャイルドラインあきたでは、電話の向こうの「子どものこころ」を聴くためのボランティア活動をしており、電話の受け手の養成も行っています。

■活動例

- チャイルドライン（子ども電話）の設置（毎週金曜日午後4時～9時）
- 子ども電話の受け手養成講座の開催（年12回程度の連続講座）

11 子どもの体験学習を推進する活動

「秋田森の会・風のハーモニー」では、「森林と健康」をテーマとし、森林浴や多様な森の産物の活用、自然観察、森林・林業体験を通じて、高齢者から子どもたちまで幅広い年齢層での森との交流活動によって、心と体の健康、森の健康について考え、森と人のふれあいを深めながら、やさしく豊かな生活感の実現、森と人との共生を目的としています。

■活動例

- 毎年4月29日「早春の集い」開催のほか、年中開放（会員制の会です）
- 森林との共生活動（炭焼き、森散策、森林浴、森の観察など）
- 「森の保育園」（年間2,500人位活用している）など

